

# 農泊の推進について

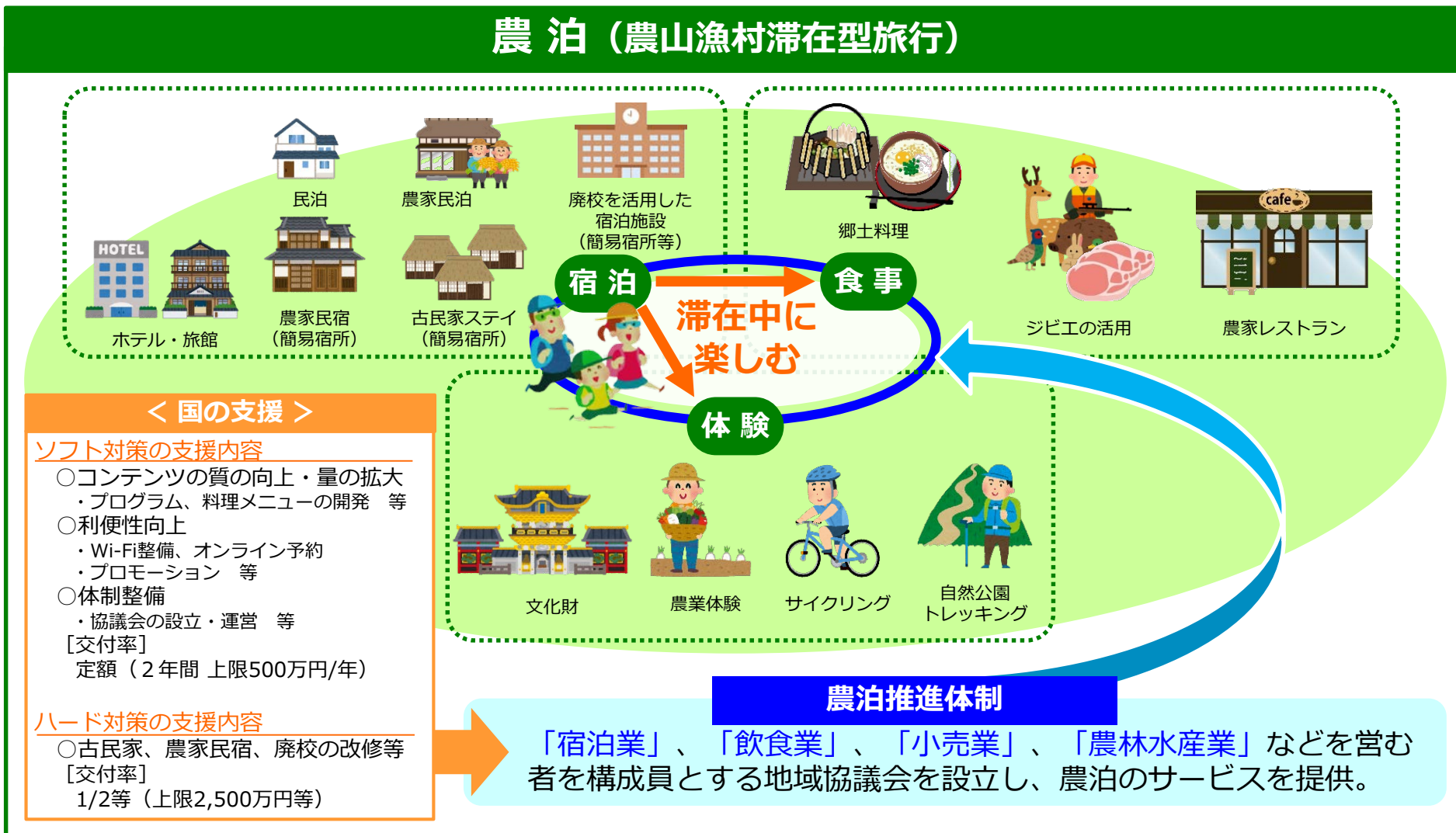
農林水産省農村振興局

# ■ 農泊の推進

- 「農泊」は、農山漁村に宿泊し、滞在中に地域資源を活用した食事や体験等を楽しむ「農山漁村滞在型旅行」。
- 農泊(宿泊、体験、食事)の質の向上・量の拡大、推進体制の強化、利便性向上を支援。
- 農泊地域554地区を創出し、延べ宿泊者数は1.2倍に増加 (H29年度：503万人泊⇒R元年度：589万人)。

※ ただし、新型コロナウイルス感染症の影響に伴い利用者が大幅に減少（今年5月-9月は約6割減。月別では5月の約9割減から9月には約4割減まで回復）。

## 農泊（農山漁村滞在型旅行）



# 何がしたいのか？

農山漁村地域に利益と雇用を生み出して  
住みよく持続可能なものとし  
食を安定的に供給したい



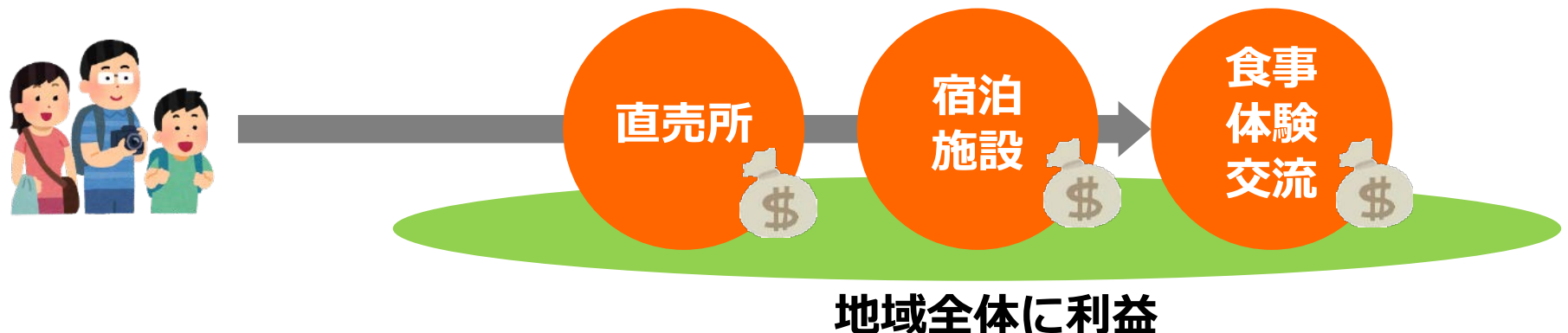
農山漁村地域

# なぜ「農泊」なのか？

① 直売所をつくと... 滞在時間：短 → 「通過型」



② 宿泊を加えると... 滞在時間：長 → 「滞在型」 ← 農泊



## ◆ 何が必要か？

- ① 宿 泊
- ② 食 事
- ③ 体験・交流  
(+ 買い物)

### 「魅力あるモノ・コト」の創出

※ 訪問者のニーズに基づくモノ・コト

- まず地域を知る（自然、歴史、文化、人、技術など）
- まず外国人の関心を知る（畳の文化、和室、布団、こたつ、囲炉裏、生活、水田、森林、自然・文化など）

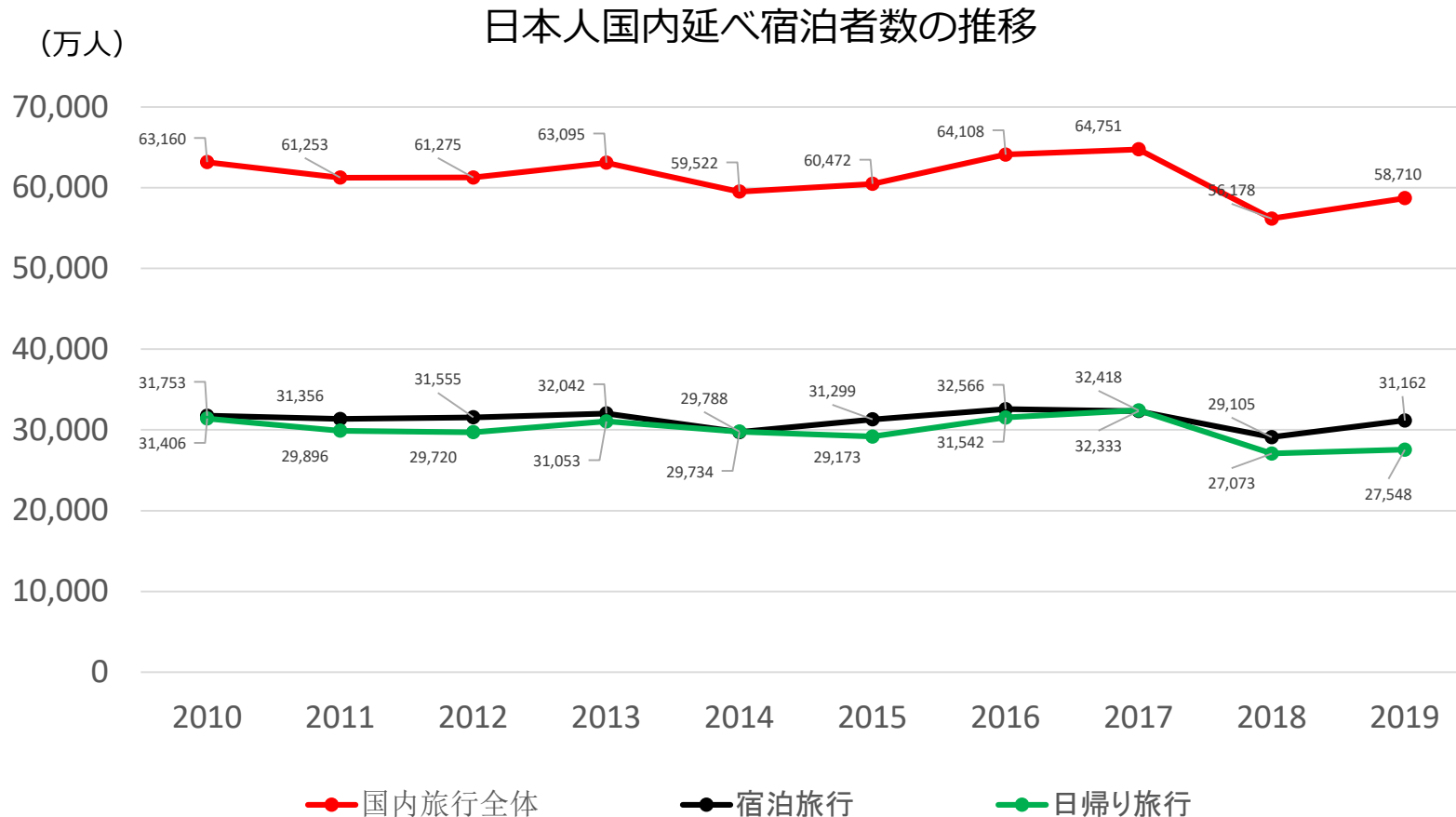
## ◆ 誰がどうやるのか？

地域全体に利益 → 「**地域が一丸**」となってやる  
(関係者が参画した地域協議会)

持続可能 → 「**ビジネス**」としてやる  
(責任が明確な法人が牽引)

# とりまく状況①

## 国内旅行者数は横ばい

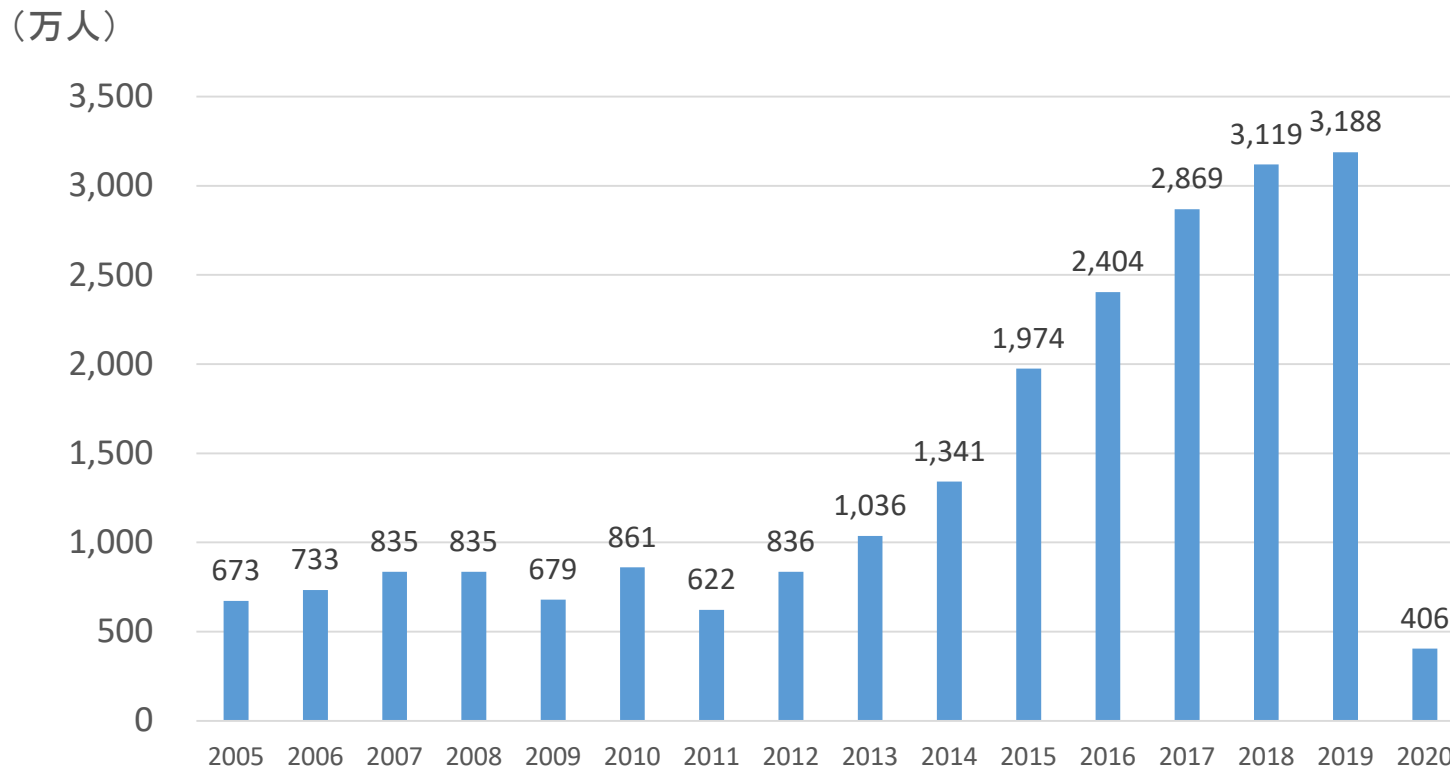


出典：観光庁「旅行・観光消費動向調査」(H29.4)

# とりまく状況②

## 一方、訪日外国人旅行者数は急拡大

訪日外国人旅行者数の推移

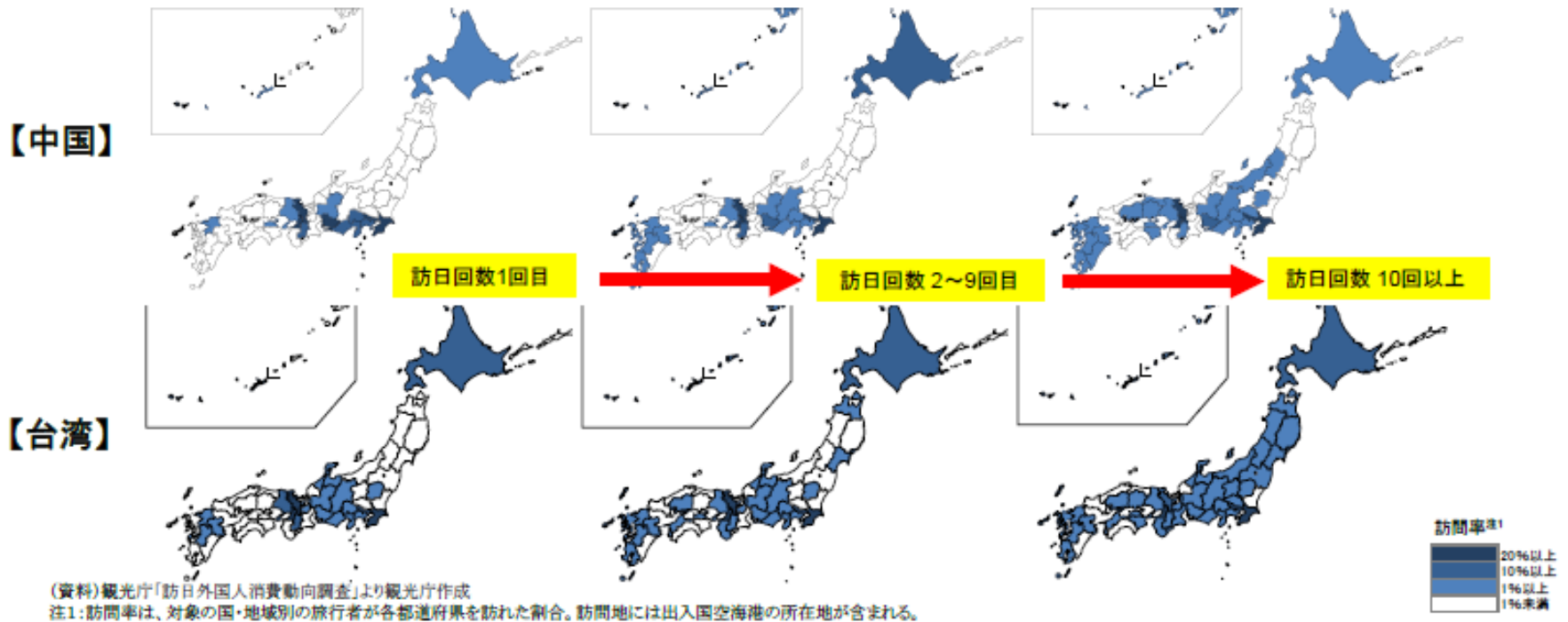


※2019年までは確定値。2020年は1月～11月までの計、ただし1～9月は確定値、10、11月は推計値。  
出典：日本政府観光局(JNTO)

# とりまく状況③

## リピーターは地方部へ

訪日回数別都道府県訪問率



インバウンドの受入は農泊地域にとってチャンス！



# 目 標

農泊をビジネスとして実施できる体制を  
持った地域を**500地域**創出

「観光立国推進基本計画」(H29.3.28閣議決定、抜粋)

農山漁村滞在型旅行をビジネスとして実施できる体制を持った地域を平成32年までに**500地域**創出する

「農林水産業・地域の活力創造プラン」(H30.6.1改訂、抜粋)

持続的なビジネスとして実施できる農泊地区を**500地区**創設

「未来投資戦略2018」(H30.6.15閣議決定、抜粋)

農山漁村滞在型旅行をビジネスとして実施できる体制を持った地域を平成32年までに**500地域**創出する

## 国の支援策

H29年度、農山漁村振興交付金の中に  
「**農泊推進対策**」を創設し支援開始

採択地域数 (R2年12月時点累計) : **全国計 554地域**

**近畿 54地域**

滋賀県	6	兵庫県	11
京都府	13	奈良県	11
大阪府	5	和歌山県	8

**北陸 56地域**

新潟県	21
富山県	10
石川県	14
福井県	11

**北海道 44地域**

**東北 81地域**

青森県	11	岩手県	14
宮城県	23	秋田県	11
山形県	11	福島県	11

**中国四国 83地域**

鳥取県	8	山口県	7
島根県	14	徳島県	4
岡山県	14	香川県	8
広島県	16	愛媛県	6
高知県	6		

**関東 107地域**

茨城県	5	栃木県	10
群馬県	9	埼玉県	6
千葉県	19	東京都	5
神奈川県	9	山梨県	9
長野県	19	静岡県	16

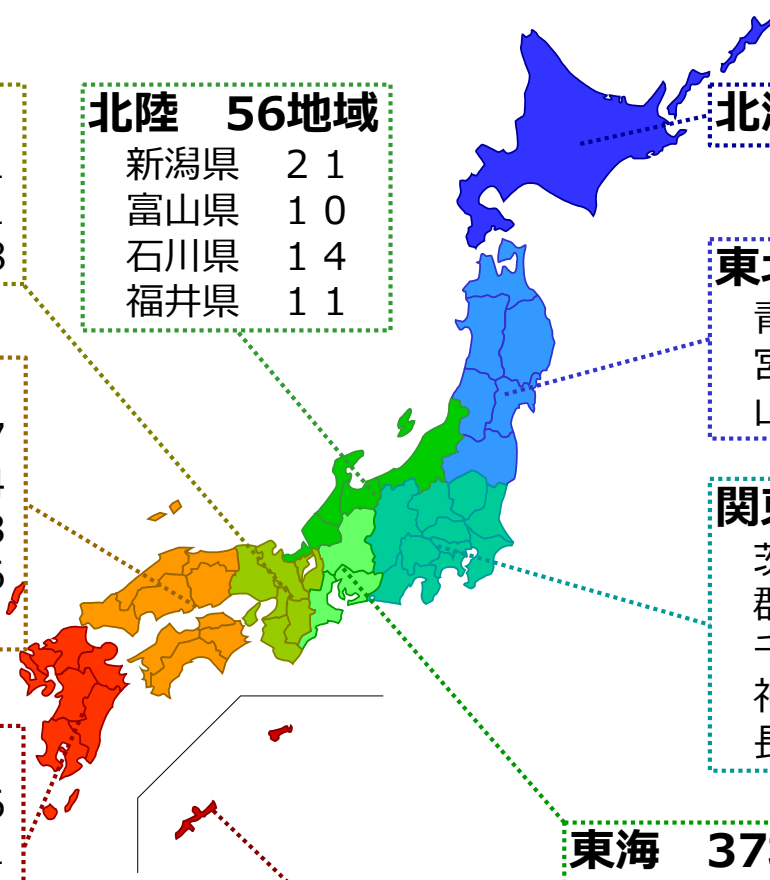
**九州 81地域**

福岡県	13	佐賀県	6
長崎県	10	熊本県	21
大分県	6	宮崎県	6
鹿児島県	19		

**沖縄 11地域**

**東海 37地域**

岐阜県	15	愛知県	6
三重県	16		





<対策のポイント>

農山漁村の活性化と所得向上を図るため、地域における**実施体制の構築、観光コンテンツの磨き上げ、多言語対応やワーケーション対応等の利便性向上、滞在施設等の整備**等を一体的に支援するとともに、**国内外へのプロモーション**や地域が抱える課題解決のための**専門家派遣**等を支援します。

<事業目標>

都市と農山漁村の交流人口の増加（1,540万人〔令和7年度まで〕）

<事業の内容>

<事業イメージ>

1. 農泊推進事業

① 農泊の**推進体制構築**や魅力ある**観光コンテンツの開発**、**新たな取組に必要な人材確保、インバウンド受入環境の整備**等を支援します。

【事業期間：2年間、交付率：定額（上限500万円/年等）】

② 実施体制が構築された農泊地域を対象に、**多言語対応やワーケーション受入対応、地元食材・景観等を活用した高付加価値コンテンツ開発**等を支援します。

【事業期間：上限2年間、交付率：1/2等】

2. 施設整備事業

① 農泊を推進するために必要となる**古民家等**を活用した**滞在施設、一棟貸し施設、体験・交流施設**の整備や、**活性化計画に基づく農産物販売施設等の整備**を支援します。

（活性化計画に基づかない事業）

【事業期間：2年間、交付率：1/2（上限2,500万円、5,000万円、1億円）】

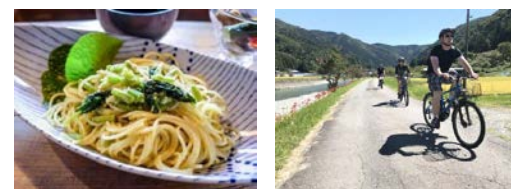
（活性化計画に基づく事業）

【事業期間：原則3年間、交付率：1/2等】

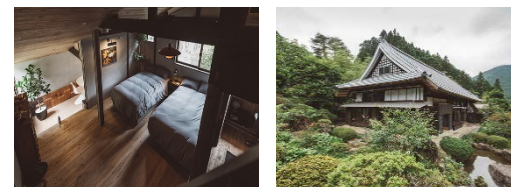
② 地域内で営まれている**個別の宿泊施設の改修**を支援します。（農家民泊から農家民宿へ転換する場合、促進費の活用可能）【事業期間：1年間、交付率：1/2（上限1,000万円/経営者、5,000万円/地域）】

3. 広域ネットワーク推進事業

**戦略的な国内外へのプロモーション**、農泊を推進する上での課題を抱える地域への**専門家派遣・指導**、**農泊の成果や利用者のニーズ等の調査**を行う**取組**等を支援します。【事業期間：1年間、交付率：定額】



地元食材・景観等を活用した高付加価値コンテンツの開発

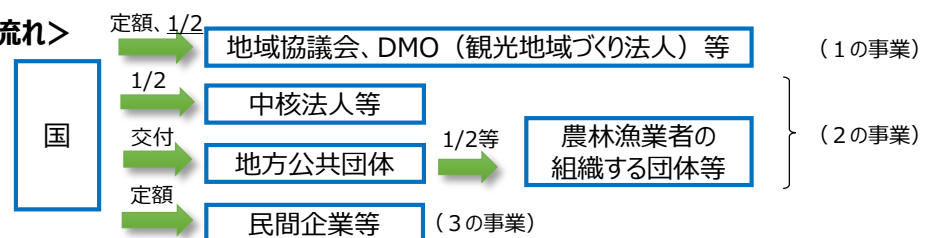


古民家を活用した滞在施設



課題に応じた専門家の派遣・指導

<事業の流れ>



※下線部は拡充内容

○ 農泊の運営主体となる地域協議会等に対して、ソフト・ハード両面から一体的に支援を行う。

### 農泊推進体制

法人化された**中核法人**※を中心として、多様な関係者がプレイヤーとして**地域協議会**に参画し、**地域が一丸となって取り組む**。  
（構成員に農林水産業のいずれかに関わる者を含むこと）

※ 中核法人の主たる役割は、農林漁業関連、観光協会等の非営利事業、体験・ガイド、宿泊事業等

#### 地域協議会

#### 中核法人

宿泊業 飲食業 交通業

市町村 小売業 農林水産業

情報通信業 旅行業 金融業

市町村・中核法人



地域協議会との連携体



農家民宿・民泊  
※民泊等の経営者が単独で事業を申請することは不可

地域協議会の取組への支援

市町村・中核法人等の取組への支援

### <ソフト対策>

#### 農泊実施体制等の構築

<b>農泊推進事業</b>	農泊をビジネスとして実施できる体制の構築、観光コンテンツの磨き上げ等に要する経費を支援 （ワークショップの開催、地域協議会の設立・運営、地域資源を活用した体験プログラム・食事メニュー開発等）	事業実施期間：2年間 交付率：定額 上限：1年目、2年目とも500万円/年
---------------	--	---

+

<b>人材活用事業</b>	新たな取組に必要となる人材の雇用等に要する経費を支援 ※農泊推進事業と併せて実施すること	事業実施期間：2年間 交付率：定額 上限：1年目、2年目とも250万円/年
---------------	---	---

完了後

#### 農泊経営の高度化

農泊推進事業完了地区を対象に、集客力の向上や経営の安定等を図るための取組に要する経費を支援

<b>農泊地域高度化促進事業</b>	<ol style="list-style-type: none"> <li><b>インバウンド対応</b> Wi-Fi、キャッシュレス、多言語対応、トイレの洋式化、インバウンド向け食事メニュー開発等</li> <li><b>高付加価値対応（食・景観）</b> ・地元食材を活用した食事メニュー開発 ・景観・歴史・伝統文化等を活用した体験プログラム開発等</li> <li><b>ワーケーション対応</b> Wi-Fi、オフィス環境整備、コロナ対策（アクリル板等）、企業等向けのプロモーション等</li> </ol> <p>※当該事業による支援は1回限り。 また、①とそれ以外（②か③）の同時実施は不可。</p>	事業実施期間：最大2年間 交付率：①定額等 ②③1/2 上限：①200万円 ※ ②③100万円、150万円 ※②③の助成額について 「食」「景観」「ワーケーション」のうち、一つのみ実施の場合 ⇒ <b>上限100万円</b> 二つ以上実施の場合 ⇒ <b>上限150万円</b>
--------------------	--	--

### <ハード対策>

#### 宿泊施設等の充実

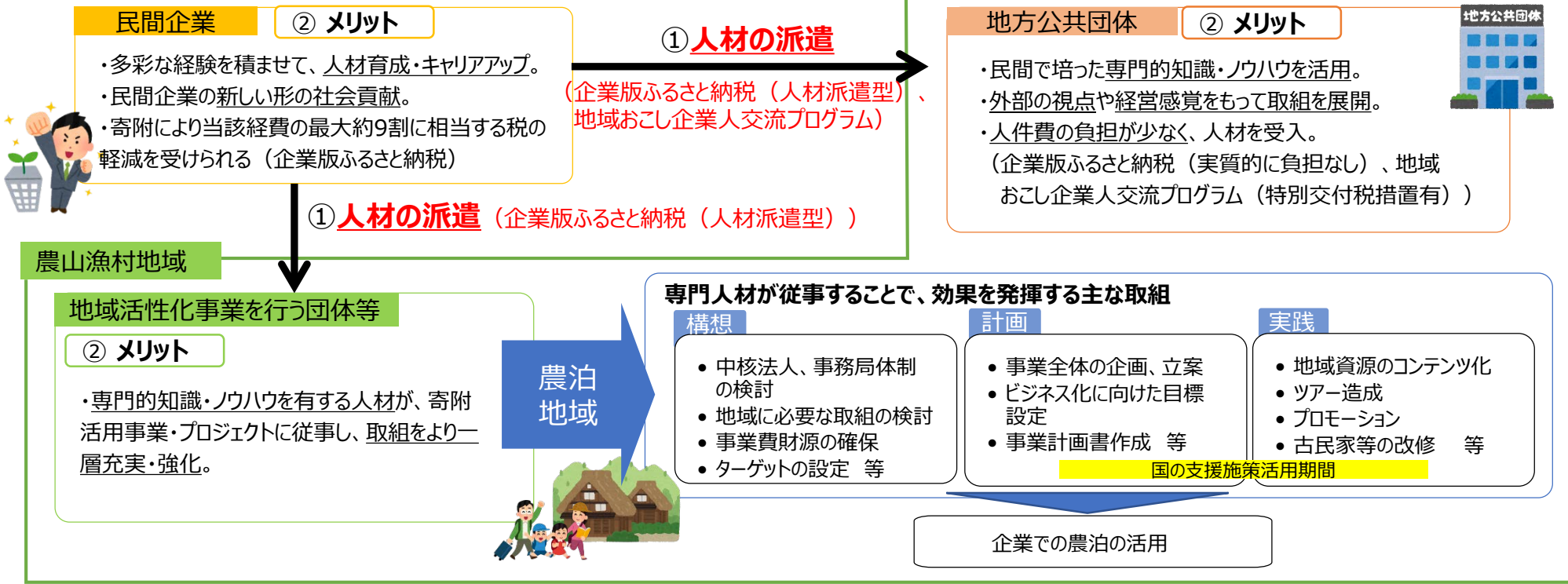
※以下2つの実施形態のうちいずれか。

<b>市町村・中核法人実施型</b>	古民家等を活用した滞在施設、体験交流施設、農林漁家レストラン等の整備に要する経費を支援	事業実施期間：原則2年以内 交付率：1/2 上限：原則2,500万円
<b>農家民泊経営者等実施型</b>	農家民泊経営者等が現在営んでいる宿泊施設の改修に要する経費を支援 ※農家民泊から旅館業法の営業許可を取得した農家民宿に転換するための整備を行う場合、併せて転換促進費の活用が可能（1経営者あたり最大100万円）	事業実施期間：原則1年以内 交付率：1/2 上限：1,000万円/経営者（1地域あたり5,000万円）

○ このほか、国内外へのプロモーション事業を通じた農泊地域の魅力発信を行い、農泊需要の喚起を推進

このほか、農山漁村活性化法による活性化計画に基づき、農泊に取り組む地域への集客力を高めるための農産物販売施設等の整備が可能（交付率：1/2、上限：1計画あたり4億円）

## 企業と農山漁村地域のマッチング



## 人材派遣への支援（基本スキーム）

### 法人関係税軽減（R2.10～創設）

#### 企業版ふるさと納税（人材派遣型）

企業版ふるさと納税に係る寄附をした企業の人材が、地方公共団体職員等として、寄附活用事業（地域再生計画に基づく取組）に従事。

- 税額控除 寄附額の最大約9割の法人関係税を軽減
- 人材派遣期間 地方公共団体と企業との協議
- 活用にあたっての留意事項  
寄附企業への経済的利益供与の禁止 等

☆企業版ふるさと納税と併用可能な国の補助金・交付金として「農山漁村振興交付金のハード」も対象

### 特別交付税措置

#### 地域おこし企業人交流プログラム

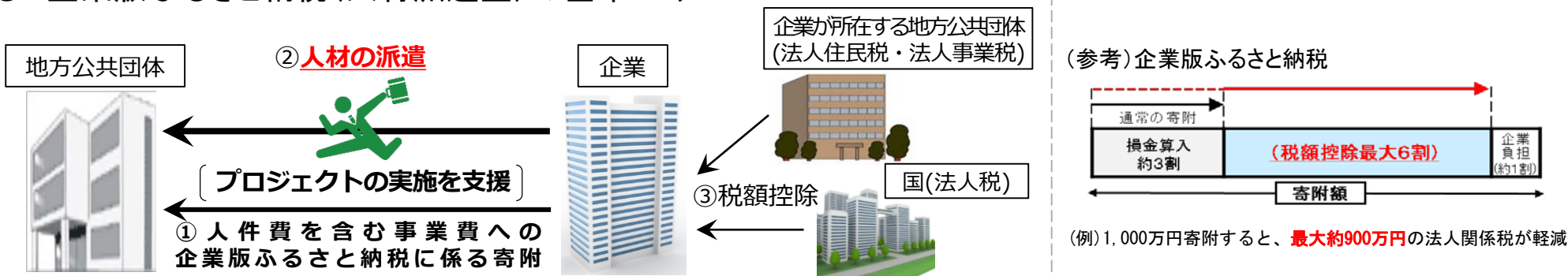
三大都市圏の民間企業等の社員を地方公共団体が受入。

- 特別交付税措置
  - ・企業人の受入前に要する経費（上限年間100万円（措置率0.5）/団体）
  - ・企業人の受入経費（上限年間560万円（措置率1.0）/人）
  - ・企業人の発案事業経費（上限年間100万円（措置率0.5）/人）
- 人材派遣期間 6月～3年



企業版ふるさと納税の仕組みを活用して、専門的知識・ノウハウを有する企業の人材の地方公共団体等への派遣を促進することを通じて、地方創生のより一層の充実・強化を図る

## ○ 企業版ふるさと納税（人材派遣型）の基本スキーム



企業版ふるさと納税（人材派遣型）とは、企業から企業版ふるさと納税に係る寄附があった年度に、**当該企業の人材が**、寄附活用事業に従事する**地方公共団体の職員として任用される場合のほか、地域活性化事業を行う団体等であって、寄附活用事業に関与するものにおいて採用される場合をいう**

### 地方公共団体のメリット

- **専門的知識・ノウハウを有する人材**が、寄附活用事業・プロジェクトに従事することで、地方創生の取組をより一層充実・強化することができる
- 実質的に**人件費を負担することなく、人材を受け入れることができる**
- **関係人口の創出・拡大**も期待できる

### 企業のメリット

- 派遣した人材の**人件費相当額を含む事業費への寄附により、当該経費の最大約9割に相当する税の軽減**を受けられる
- 寄附による金銭的な支援のみならず、事業の企画・実施に派遣人材が参画し、**企業のノウハウの活用による地域貢献**がしやすくなる
- **人材育成の機会**として活用することができる

### ○ 活用にあたっての留意事項

- ・ 地方公共団体は寄附企業の**人材を受け入れること及び当該人材の受入期間を対外的に明らかにすること**により透明性を確保
- ・ 寄附企業への**経済的利益供与の禁止**や、地域再生計画に記載する**効果検証の実施**に留意



事業メニュー・要件等詳しくは、お近くの農政局へご相談ください。

(ご相談は随時受け付けています。)

主たる事務所の所在地	連絡先	主たる事務所の所在地	連絡先
北海道	農林水産省農村振興局農村政策部都市農村交流課 〒100-8950 東京都千代田区霞が関1-2-1 TEL : 03-3502-8111 (内線5451、5447) FAX : 03-3595-6340	滋賀県、京都府、大阪府、 兵庫県、奈良県、和歌山県	農林水産省近畿農政局農村振興部農村計画課 〒602-8054 京都府京都市上京区西洞院通下長者町下ル丁子風呂町 TEL : 075-414-9051 (内線2417,2421) FAX : 075-451-3965
青森県、岩手県、宮城県、 秋田県、山形県、福島県	農林水産省東北農政局農村振興部農村計画課 〒980-0014 宮城県仙台市青葉区本町3-3-1 TEL : 022-263-1111 (内線4444、4185) FAX : 022-216-4287	鳥取県、島根県、岡山県、 広島県、山口県、徳島県、 香川県、愛媛県、高知県	農林水産省中国四国農政局農村振興部農村計画課 〒700-8532 岡山県岡山市北区下石井1-4-1 TEL : 086-224-4511 (内線2514、2525) FAX : 086-227-6659
茨城県、栃木県、群馬県、 埼玉県、千葉県、東京都、 神奈川県、山梨県、長野県、 静岡県	農林水産省関東農政局農村振興部農村計画課 〒330-9722 埼玉県さいたま市中央区新都心2-1 TEL : 048-600-0600 (内線3404、3411) FAX : 048-740-0082	福岡県、佐賀県、長崎県、 熊本県、大分県、宮崎県、 鹿児島県	農林水産省九州農政局農村振興部農村計画課 〒860-8527 熊本県熊本市西区春日2-10-1 TEL : 096-211-9111 (内線4615、4628) FAX : 096-211-9812
新潟県、富山県、石川県、 福井県	農林水産省北陸農政局農村振興部農村計画課 〒920-8566 石川県金沢市広坂2-2-60 TEL : 076-263-2161 (内線3412、3419) FAX : 076-263-0256	沖縄県	内閣府沖縄総合事務局農林水産部農村振興課 〒900-8530 沖縄県那覇市おもろまち2-1-1 TEL : 098-866-0031 (内線83336、83326) FAX : 098-860-1194
岐阜県、愛知県、三重県	農林水産省東海農政局農村振興部農村計画課 〒460-8516 愛知県名古屋市中区三の丸1-2-2 TEL : 052-201-7271 (内線2528、2521) FAX : 052-220-1681		